

利用料金等

(1) 基本料金

下記に記載されている加算項目を全て算定するものではありません。また、個人ごとの身体状況や疾患等により個々に加算させて頂く項目もあります。

加算等は1日又は1回、1月で算定するものがあります。

詳しくは支援相談員へお問い合わせください。

基本単位	1時間以上 2時間未満		2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要介護 1	369 円	738 円	383 円	766 円	486 円	972 円	553 円	1,106 円	622 円	1,244 円	715 円	1,430 円	762 円	1,524 円
要介護 2	398 円	796 円	439 円	878 円	565 円	1,130 円	642 円	1,284 円	738 円	1,476 円	850 円	1,700 円	903 円	1,806 円
要介護 3	429 円	858 円	498 円	996 円	643 円	1,286 円	730 円	1,460 円	852 円	1,704 円	981 円	1,962 円	1,046 円	2,092 円
要介護 4	458 円	916 円	555 円	1,110 円	743 円	1,486 円	844 円	1,688 円	987 円	1,974 円	1,137 円	2,274 円	1,215 円	2,430 円
要介護 5	491 円	982 円	612 円	1,224 円	842 円	1,684 円	957 円	1,914 円	1,120 円	2,240 円	1,290 円	2,580 円	1,379 円	2,758 円
※時間延長サービスは現在実施しておりません														
※送迎費用は基本単位に包括														

項 目		単位	1割負担の方	2割負担の方
加算	(「注」参照)			
感染症・災害による臨時的に利用者減少		所定単位数の100分の3相当を加算		
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100		
業務継続計画未策定減算		-1/100		
リハビリテーション提供体制加算				
3時間以上4時間未満		12	12 円	24 円
4時間以上5時間未満		16	16 円	32 円
5時間以上6時間未満		20	20 円	40 円
6時間以上7時間未満		24	24 円	48 円
7時間以上		28	28 円	56 円
入浴介助加算(Ⅰ)		40	40 円	80 円
入浴介助加算(Ⅱ)		60	60 円	120 円
リハビリテーションマネジメント加算				
イ 同意日の属する月から6月以内/月		560	560 円	1,120 円
同意日の属する月から6月超 /月		240	240 円	480 円
ロ 同意日の属する月から6月以内/月		593	593 円	1,186 円
同意日の属する月から6月超 /月		273	273 円	546 円
ハ 同意日の属する月から6月以内/月		793	793 円	1,586 円
同意日の属する月から6月超 /月		473	473 円	946 円
事業所の医師がご利用者又はご家族に説明し同意を得た場合		270	270 円	540 円
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110	110 円	220 円
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)		240	240 円	480 円
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)/月		1,920	1,920 円	3,840 円
生活行為向上リハビリテーション実施加算				
利用開始日の属する月から6月以内/月		1,250	1,250 円	2,500 円
若年性認知症利用者受入加算		60	60 円	120 円
栄養アセスメント加算/月		50	50 円	100 円

栄養改善加算(月2回限度)	200	200 円	400 円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)/6月に1回限度	20	20 円	40 円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)/6月に1回限度	5	5 円	10 円
口腔機能向上加算(Ⅰ)/月2回を限度	150	150 円	300 円
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ/月2回を限度	155	155 円	310 円
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ/月2回を限度	160	160 円	320 円
重度療養加算	100	100 円	200 円
中重度者ケア体制加算/日	20	20 円	40 円
科学的介護推進体制加算/月	40	40 円	80 円
送迎未実施 減算(47単位/片道)	-47		
退院時共同指導加算(退院時1回を限度)	600	600 円	1,200 円
移行支援加算	12	12 円	24 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22 円	44 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18 円	36 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	6 円	12 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	10.3%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	11.1%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	10.0%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	10.8%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	8.3%		

※3割負担の方は、1割負担の方の金額を3倍でご計算ください。

(2) その他料金

他	(「注」参照)	
食費(昼食)		520 円
診断書・各種証明書発行/枚		1,000 円(税別)
おむつ代(紙パンツ・パッド・紙おむつ等)		実費
教養娯楽費		

(1) 基本料金

○ 高齢者虐待防止未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知します。また、指針を整備し、従業者に対しての研修を定期開催します。上記措置を適切に実施する担当者を置きます。これらが守られない場合には減算します。

○ 業務継続計画未実施減算

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。これらが未実施の場合には減算します。

○ リハビリテーション提供体制加算

当該事業所に配置されている理学療法士等の合計数が25又はその端数を増すごとに1以上配置されている場合に算定いたします。

○ 入浴介助加算

(Ⅰ)入浴中の観察を含む介助を行う場合に算定いたします。

必要に応じて介助、転倒予防のための声掛け、気分の観察などを行うなど、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても対象となります。

入浴介助に関わる職員に対し、研修等を実施いたします。

(Ⅱ)医師の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用浴室における利用者の動作および浴室環境を踏まえ医師等が当該評価・助言を行う場合などに算定いたします。

※短時間利用の場合、利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

○ リハビリテーションマネジメント加算

- イ 通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した医師、理学療法士等が、利用者またはその家族に対して説明し、同意を得た上で算定いたします。
同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合は1月に1回以上、6月を超えた場合は3月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、必要に応じて計画を見直します。
- ロ イに加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたって、当該情報その他リハビリテーションの適正かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定いたします。
- ハ ロに加え、管理栄養士を1名以上配置し、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置しこれらの職種に医師・理学療法士等を加えた者が共同して栄養アセスメントを実施した場合であって、医師がご利用者又はご家族様に説明した場合に算定いたします。
通所リハビリテーション計画について、事業所の医師が利用者又はそのご家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、1月につき所定単位を算定いたします。

○ 短期集中個別リハビリテーション実施加算

当事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合算定します。ただし、認知症短期リハビリテーション加算又は生活行為向上リハビリテーション加算を算定している場合は算定しません。

○ 認知症短期集中集中リハビリテーション加算

認知症であると医師が判断した方であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が集中的にリハビリを行った場合に算定します。

- (Ⅰ) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)いずれかを算定している場合であって一週間に二日を限度としてリハビリテーションを実施した場合、退院(所)・通所開始日から起算して3月以内で算定
- (Ⅱ) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定している場合であって一月に四回以上リハビリテーションを実施し、実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施した場合に算定します。ただし、短期集中個別リハビリテーション加算又は生活行為向上リハビリテーション加算を算定している場合は算定しません。

○ 生活行為向上リハビリテーション実施加算

生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されるなどの、算定要件等を満たした場合に算定します。ただし、短期集中個別リハビリテーション加算又は認知症短期集中リハビリテーションを算定している場合は算定しません。

○ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定いたします。

○ 栄養アセスメント加算

利用者ごとに管理栄養士、看護・介護職員、相談員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対して結果を説明し、相談等に必要に応じて対応します。また、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定いたします。

○ 栄養改善加算

栄養改善サービスの提供にあたり、必要に応じて居宅を訪問した場合などに算定いたします。

○ 口腔・栄養スクリーニング加算

- (Ⅰ) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定いたします。
- (Ⅱ) 利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、利用者を担当する介護支援専門員に情報を提供

した場合に算定いたします。

○ 口腔機能向上加算(月2回限度/3月以内)

- (Ⅰ) 口腔衛生上の問題を有する方、摂食・嚥下機能に問題を有する方など口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる方

※3月以内に限り加算いたしますが、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能評価の結果、口腔機能が改善せず、引き続き口腔機能向上サービスを行うことが必要と認められた場合は引き続き算定いたします。

- (Ⅱ) (Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定いたします。

○ 重度療養管理加算(該当者のみ)

厚生労働大臣が定める状態にある利用者(要介護3～5の方に限る)に対し、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に加算いたします。

※厚生労働大臣が定める状態

イ、常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

ロ、呼吸器障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハ、中心静脈注射を実施している状態

ニ、人工腎臓を実施しており、かつ重篤な合併症を有する状態

ホ、重篤な新機能障害、呼吸器障害等により常時モニター測定を実施している状態

ヘ、膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法四級以上に該当し、かつストーマ処置を実施している状態

ト、経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

チ、褥瘡に対する治療を実施している状態

リ、気管切開が行われている状態

当施設では対応が困難な場合もあるため、イ～リ全ての方の受入ができないこともあります。

○ 中重度者ケア体制加算

常勤の看護職員を1以上配置し、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の3以上となった場合算定いたします。

○ 科学的介護推進体制加算/月

ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況や心身の状況等に基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定いたします。

○ 送迎未実施減算

事業所側で送迎が行われなかった場合片道単位で減算となります。

○ 退院時共同指導加算

病院又は診療所に入院中の方が退院するにあたり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の通所リハビリテーションを行った場合に当該退院につき1回に限り算定いたします。

○ 移行支援加算

リハビリテーションによって日常生活動作(ADL)や手段的日常生活動作(IADL)が向上して、他のサービス(指定通所介護、認知症対応型通所介護、一般介護予防事業等)に移行できた場合や、家庭での家事や社会参加につながった場合などに算定いたします。

○ サービス提供体制強化加算

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を70%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置したとき(Ⅰ)を算定いたします。

なお、介護福祉士を60%以上配置したときは(Ⅱ)となり、介護福祉士50%以上配置又は常勤職員75%以上もしくは勤続7年以上の職員30%以上で(Ⅲ)となります。

区分支給限度額の算定には含みません。

○ 介護職員等処遇改善加算

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をおこない、人材確保に向けた月額賃金の改善に関する要件および職場環境等要件を満たす場合に算定いたします。

(2) その他料金

○ 食費(昼食)

短時間利用の場合、利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。
今後金額が変更になることもあります。

○ おむつ代(紙パンツ・パッド・紙おむつ等)

持参された分で不足した場合や、臨時に必要な場合にご購入していただきます。

○ 教養娯楽費(手芸・パッチワーク・パズル等)

趣味や機能訓練の一環として、利用者が希望される材料をご購入された場合は実費となります。

○ 感染性廃棄物費

使用済みのおむつ類(紙パンツ・パッド・紙おむつ等)を当施設で処分する場合、事業所から排出されるものは感染性廃棄物として有料での処分となります。
現在は徴収しておりませんが、今後は処分代として徴収することもあります。
なお、ご家庭から排出される場合は家庭ごみとして通常処分できます。
処分をご自宅でされる場合は、汚物入れをご準備ください。

(3) 支払方法

請求書送付先住所とお名前を確認させていただきます。
毎月10日までに前月分の請求書と前々月分の領収書を発行いたします。
お支払い方法は、原則口座引き落としとなり、引き落とし日は21日および27日となります。